

医療アートメイク顧客紹介制度（アートメイクパートナーズ）規約

この医療アートメイク顧客紹介制度規約（以下「本規約」といいます。）は、Bio touch 医療アートメイクスクール（以下「スクール」といいます。）が運営する「医療アートメイク・アドバイザー講習」を受講して認定された方の所属サロンが「医療アートメイク顧客紹介制度（以下「アートメイクパートナーズ」といいます。）の利用に関して、同意していただく必要のある事柄を記載しています。医療アートメイク・アドバイザーの所属サロンが「アートメイクパートナーズ」を利用になる際は、本規約が適用されます。なお、本規約については、医療アートメイク・アドバイザーの認定を受けて、サービス利用登録をした時点で同意されたものとさせていただきますので、ご利用の前に必ずお読みください。

第1条（総則・適用範囲）

- 1 本規約は、スクールが運営する「アートメイクパートナーズ」の利用に関する基本的な事項を規定します。
- 2 本規約は、本サービスの利用に関し、美容サロン及び医療機関に対して適用されます。
- 3 本規約において使用される以下の各用語は各々以下に定める意味を有します。

第2条（定義）

本規約において、「アートメイクパートナーズ」に関する用語を、次のとおり定義します。

(1) 「アートメイクパートナーズ」とは、医療アートメイク顧客紹介制度の通称で、医療アートメイク・アドバイザー講習を受講し認定された方が所属する美容サロンと、同じく講習を受講し認定された方が所属且つ、スクールが推奨する医療機関が業務提携を行ない、相互顧客確保を促進する仕組みのことを指します。

(2) 「アートメイクパートナーズ登録要件」とは、スクールが運営する医療アートメイク・アドバイザー講習を受講し資格認定を受けたスタッフが在籍し、年間登録料を納付することとします。

(3) 「アートメイクパートナーズ PASS」（以下、「PASS」といいます。）

アートメイク施術料金のディスカウント及び、美容サロンで使用できるディスカウントクーポンのことをいいます。顧客を紹介した美容サロンで発行し、医療機関で使用後、医療機関印を押したクーポンを発行元美容サロンで使用できます（使用期限は発行後2ヶ月です）。

(4) 「医療アートメイク顧客紹介制度規約」

登録サロンがアートメイクパートナーズを利用するに際し、紹介顧客、推奨医療機関と登録サロンとの間に発生する契約関係を明確にし、アートメイクパートナーズを円滑に運営するために事前に決められたルールのことをいいます。

(5) 「顧客」

アートメイクを希望される美容サロンの顧客のことをいいます。原則、紹介手数料は新規顧客のみで発生しますが、施術部位（アイブロウ、アイライン、リップ）が違う場合は新規扱いなり、同一顧客でも制度利用が可能です。

(6) 「登録サロン」

スクールの「医療アートメイク・アドバイザー講習」を受講し、認定を受けたスタッフが在籍するサロンのことをいいます。

(7)「推奨医療機関」

スクールの基礎コース及び、応用コース（4D ブローマスター、エアフォグブローマスター）を修了した方が在籍する医療機関のことをいいます。

(8)「アートメイクパートナーズ業務提携契約書」

登録サロンと推奨医療機関がアートメイクパートナーズを利用するさいの相互で提携する業務提携契約のことをいいます。

第3条（アートメイクパートナーズ登録）

1 登録希望サロン及び医療機関は、アートメイクパートナーズに関する本規約を遵守することに同意し、かつ登録情報をスクールの定める方法でスクールに提供することにより、スクールに対し、アートメイクパートナーズの利用の登録を申請することができます。

2 スクールは、スクールの基準に従い、登録希望サロン、医療機関の登録の可否を判断し、スクールからの登録を認める旨の通知により、登録サロン、推奨医療機関としての登録が完了したものとします。

3 前項に定める登録の完了時に、登録サロン及び推奨医療機関とスクールとの間で、本規約の諸規定に従った利用契約が成立し、登録サロン及び医療機関はアートメイクパートナーズをスクールの定める方法に従って利用することができるようになります。

4 登録完了後、1カ月以内に年間登録料をスクールに納付していただきます。

5 スクールは、第1項に基づき登録を申請したサロン及び医療機関が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録を拒否することがあります。

(1) スクールに提供された登録情報の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合

(2) 当該登録希望サロンが、アートメイクパートナーズ又はスクールが提供するその他のサービスの利用に際して、過去に登録取り消し等の利用停止措置を受けたことがあり、又は現在受けている場合

(3) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。）であり、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営又は経営に協力又は関与する等、反社会的勢力等との何らかの交流又は関与を行っている当社が判断した場合

(4) その他、当社が登録を適当でないと判断した場合

5 登録サロンは、登録情報の登録にあたっては、真実かつ正確な情報を提供しなければなりません。スクールは、登録サロン自身が登録した登録情報を前提として、本サービスを提供いたします。登録情報の内容に虚偽、誤り又は記載漏れがあったことにより紹介顧客に生じた損害について、スクールは一切責任を負いません。

6 登録サロンは、登録情報に変更があった場合は、14日以内に、スクールの定める方法により、当該変更事項をスクールに通知し、スクールから要求された資料を提出するものとします。

7 前項の通知を怠ったことによりスクールからの通知が不到達となった場合、当該通知は通常到達すべき時に到達したとみなされるものとします。

第4条（PASSの管理）

1 登録サロンは紹介顧客に発行するPASSを自己の責任において厳重に管理します。

2 登録サロンはPASSを発行した顧客の情報をアートメイクパートナーズ業務提携者と事務局がアクセスできるGoogle Driveの中のフォームに記録して、スクール、推奨医療機関と情報共有をします。

3 推奨医療機関はPASSの使用を希望する紹介顧客が医療機関を利用した際、2のフォームに施術内容

とともに情報を記録して、スクール、登録サロンと情報共有をします。

4 PASSには登録サロン、推奨医療機関の社判を押すことで紹介顧客の使用が有効になります。

5 PASSを登録サロンで使用された際、2のフォームに購入商品等の情報を記録して、スクール、推奨医療機関と情報共有します。

6 登録サロンは、月締めで顧客紹介手数料を提携推奨医療機関へ請求することができ、提携推奨医療機関はそれを翌月末までに提携登録サロンへ支払います。

第5条（禁止事項等）

登録サロン、推奨医療機関は次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- 1 公序良俗に反する行為
- 2 法令に反する行為
- 3 犯罪的行為を助長する行為
- 4 業務提携のアートメイクパートナーズ登録者又は第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権を侵害する行為及び財産、信用、名誉、プライバシーを侵害する行為
- 5 業務提携のアートメイクパートナーズ登録者に不利益を与える行為
- 6 アートメイクパートナーズの運営を妨げ、又はスクールの信用を毀損する行為
- 7 他人を欺くことを目的とした、虚偽や事実と異なる情報の登録やなりすまし行為
- 8 PASSを不正に使用する行為
- 9 アートメイクパートナーズ（本サービスにおいて提供される情報を含みます。）を不正利用する行為
- 10 PASSを偽造又は変造する行為
- 11 事実と異なる情報をスクールに登録する行為（最初の登録の後、情報に変更があった場合において、合理的な期間内に情報変更手続きが行われない場合を含みます。）
- 12 本規約に違反する行為
- 13 その他スクールが不適切と判断する行為

第6条（アートメイクパートナーズ登録資格の喪失等）

登録サロン、推奨医療機関は、スクール所定の手続きを行うことにより、資格喪失できるものとします。資格喪失の手続き完了と同時に登録サロン、推奨医療機関はアートメイクパートナーズを利用できなくなります。

1 登録サロン、推奨医療機関は、前項の各行為に抵触した場合は、アートメイクパートナーズの登録資格を喪失します。

2 アートメイク・アドバイザー資格保有者が在籍しない場合は、登録資格を喪失します。

第7条（保証の否認及び免責）

スクールは、次の各号に掲げる事項について、一切の保証を行うものではありません。

- 1 アートメイクパートナーズのサービス内容が会員の要求に合致すること
- 2 アートメイクパートナーズが中断されないこと
- 3 アートメイクパートナーズがタイムリーに提供されること
- 4 アートメイクパートナーズにおいていかなるエラーも発生しないこと
- 5 アートメイクパートナーズの提供にあたり、スクールが登録サロン及び推奨医療機関に対して負う責任は、支障なアートメイクパートナーズを利用できるように善良なる管理者の注意をもって運営することに限られるものとし、アートメイクパートナーズの遅延、変更、中断、中止もしくは廃止その他業務に関連して発生した損害について

は、スクールに故意又は重大な過失がない限り、スクールは一切の責任を負わないものとします。

第 8 条（アートメイクパートナーズ内容の変更及び廃止等）

スクールは、登録サロン及び推奨医療機関への事前の通知なしにアートメイクパートナーズの内容や名称を変更することができるものとします。また、この場合に、登録サロン及び推奨医療機関に不利益又は損害が生じた場合でも、スクールは一切の責任を負わないものとします。

2 スクールは、登録サロン及び推奨医療機関に事前に通知することにより、アートメイクパートナーズを停止又は廃止することができるものとします。ただし、登録サロン及び推奨医療機関への通知は、スクールのホームページへの掲載もしくは書面その他の媒体への掲載もしくは書面その他の媒体により公表する方法等によるものとします。また、この場合、登録サロン及び推奨医療機関に不利益又は損害が生じた場合でもスクールは一切の責任を負わないものとします。

第 9 条（登録サロン及び推奨医療機関情報の取り扱い）

スクールは、登録情報を、アートメイクパートナーズを提供する目的及び次の各号に掲げる目的により利用することができるものとします。

- 1 新サービスの研究や開発を目的とする市場調査やデータ分析のため
- 3 ダイレクトメールの発送等、商品・サービスに関するご案内のため
- 4 登録資格の有無の確認のため
- 5 その他スクールと登録サロン及び推奨医療機関との取引を適切かつ円滑に遂行するため
- 6 スクールが登録情報を第三者に開示する場合は、必ず事前に当該登録サロン及び推奨医療機関の同意を得るものとします。ただし、登録サロン及び推奨医療機関を特定できない形態に加工した情報については、これを自由に利用し、第三者に開示することができるものとします。

第 10 条（準拠法及び合意管轄）

本規約は日本法に準拠するものとし、本規約に起因し、又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 11 条（協議解決）

スクール及び登録サロン、推奨医療機関は、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとします。

【2021年10月01日 制定】

【アートメイクパートナーズ登録に係る諸費用について】

「アートメイクパートナーズ（医療アートメイク顧客紹介制度）規約」により、登録要件を満たし登録を希望するサロン及び医療機関は次のとおり、年間登録料を登録 1 カ月以内にスクール事務局に納付していただきます。法人でアートメイク・アドバイザーが 2 名以上在籍している場合は法人扱いになります。

【アートメイクパートナーズ年間登録料（税込）】

登録対象	金額
サロン（個人）	11,000 円
サロン（法人）	22,000 円
医療機関	

※年間登録をすることで得られるメリット

- ① アートメイクに関するオンラインセミナーの受講
- ② アートメイクパートナーズの利用
- ③ テイント眉のメニュー化、テイント商材の仕入

【アートメイクパートナーズ利用で発生する費用について】

【1 名の顧客紹介で発生する推奨医療機関の費用（税込）】

登録対象	金額（施術 2 回コース）
顧客紹介手数料	10,000 円アイライン 15,000 円眉・リップ
割引クーポン料	5,000～10,000 円

※割引クーポン額は、制度利用の際にサロン、医療機関で決めていただきます。

【医療機関向け医療アートメイク・アドバイザー講習に関する費用について】

受講対象	金額	教材
個人（2 名以上）	70,000 円/名 77,000 円（税込）	18,000 円/名
法人（2 名以上）		19,800 円（税込）
講師交通費（法人）	実費	

※個人は、スクール所定のスケジュール・会場に申し込み、2 名以上で開催するタイプ

※法人申し込みで、自社会場での受講をご希望の場合にのみ、交通費が別途お願いします。

以上